（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第十七条　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクによる手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第四十六条　（略）	**第四十六条**　（略）
（削る）	2　前項に規定する請求者、届出者、申立者又は申請者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。
第四十七条　（略）	**第四十七条**　（略）
2　前項のフレキシブルディスクには、提出者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添えなければならない。ただし、前項各号に掲げる書類を前条の表の下欄に掲げる書類のいずれかに添える場合であつて、かつ、これらの書類の提出が、前項又は前条の規定により行われるときは、この限りでない。	2　前項のフレキシブルディスクには、提出者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添えなければならない。ただし、前項各号に掲げる書類を前条第一項の表の下欄に掲げる書類のいずれかに添える場合であつて、かつ、これらの書類の提出が、前項又は前条第一項の規定により行われるときは、この限りでない。
（削る）	3　前条第二項の規定は、前項に規定する提出者の氏名の記載について準用する。
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第四十八条　第四十六条及び前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第四十八条**　第四十六条第一項及び前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第四十九条　第四十六条及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第四十九条**　第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
第五十条　第四十六条及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第五十条**　第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

様式第一号から様式第二号まで、様式第十五号から様式第十九号まで及び様式第二十二号から様式第二十四号までの様式中「㊞」を削る。

（母体保護法施行規則の一部改正）

第十八条　母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「㊞」を削る。

別記様式第十二号（一）及び別記様式第十三号（一）中「㊞」を削る。

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正）

第十九条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第十号様式までの様式中「㊞」を削る。

別記第十号の二様式から別記第十号の四様式までの様式中「㊞」を削る。

別記第十一号様式、別記第十五号様式、別記第十八号様式から別記第二十号様式まで及び別記第二十二号様式から別記第二十五号様式までの様式中「㊞」を削る。